

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和6年5月31日

任命権者 行橋市教育委員会

記

(懲戒処分)

所属部局名	教育部	役 職 (補職名)	主事	年齢	25	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和6年5月30日						
処 分 理 由 (事案要)	土地収用事務において、用地買収を行った対象者の個人番号を、収集や利用が認められていないにもかかわらず、庁内の他課職員に依頼するなどして不適正に収集・利用していたことに関して、当時、直属の上司に指示されたとはいえ、不適正な事務処理を行ったことは、全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非違行為であり、この非違行為が職全体の信用を傷つけたものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第29条第1項第1号、2号及び第3号						

(懲戒処分以外の措置)

所属部局名	教育部	役 職 (補職名)	主査	年齢	40	性別	男
処 分 内 容	文書訓告						
処分年月日	令和6年5月30日						
処 分 理 由 (事案要)	他課職員から依頼され個人番号の情報提供を行い、利用範囲を逸脱した不適正な行為を行ったことに対し、今後、職員としての自覚を新たにし、職務遂行に努めるよう強く求め、将来を戒めるため訓告する。						

以上